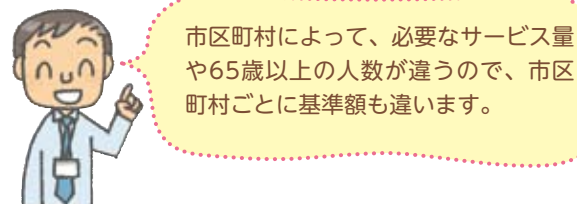


## 介護保険料の決まり方

介護保険料は、基準額をもとに本人や世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決まります(保険料段階は中面をご覧ください)。基準額は保険料額を決める基準となる額のことです。市区町村で必要なサービスにかかる費用と65歳以上の人数などから算出されます。



## 「基準額」の計算方法

**基準額  
(年額)**

市区町村で  
介護保険給付に  
かかる費用

× 65歳以上の人の  
負担分(23%)

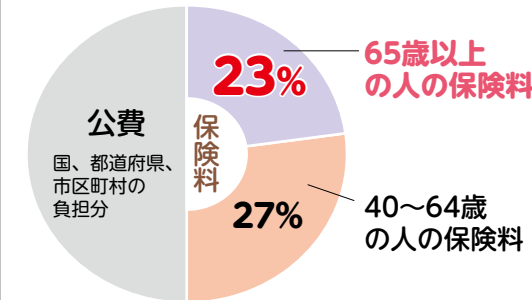
÷ 市区町村の  
65歳以上の  
人数

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

### 介護保険料は大切な財源です!

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」と、みなさんが納める「介護保険料」をおもな財源として運営されています。介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源【令和6~8年度】



## 保険料を納め始めるのは

65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)から、第1号被保険者として保険料を納めます。

**例** 10月1日生まれ 9月分から  
10月2日生まれ 10月分から

年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日です。そのため、65歳の誕生日の前日がある月から第1号被保険者になります。



## 65歳になる年度の保険料について

**例** 10月2日生まれの人の場合



4月から65歳になる月の前月までの分は、「年度末までの納期」に分けて、加入している医療保険の保険料(介護分保険料)から納めます。

65歳になった月から年度末までの分は、「年度末までの納期」に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

	65歳になる年度	
	64歳	65歳
医療保険料	医療分	
	後期高齢者支援金分	
介護保険料	介護分	
介護保険料	介護保険料	

二重払いではありません!

65歳からは、医療保険で納めていた介護分の保険料を、単独の介護保険料として納めます。左表の部分が年度末までの納期に分けて納めますので、それぞれ納期は重なりますが、二重払いになっているわけではありません。



## 介護保険料は忘れずに納めましょう!

介護や支援が必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、保険料はきちんと納めましょう。



災害など特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときはご相談ください。減免などが受けられる場合があります。

### 保険料を納めないでいると...

#### 納期限を過ぎると

督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。

#### 1年以上滞納すると

利用したサービス費をいったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

#### 1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費をいったん全額自己負担します。保険給付分の払い戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差し止められます。

#### 2年以上滞納すると

保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担の割合が引き上げられます。また、高額介護サービス費等も支給されません。

これらの措置を受けても、保険料を納める義務はなりません!

## 介護や支援が必要と思ったら

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや市区町村の介護保険担当窓口にご相談しましょう。

窓口では心身の機能を調べる「基本チェックリスト」が受けられます。結果に応じた介護予防のサービスをご案内しますので、ご利用ください!



### 介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する場合は...

要介護(要支援)認定を受けましょう。市区町村の介護保険担当窓口へ申請してください。



### 申請に必要なもの

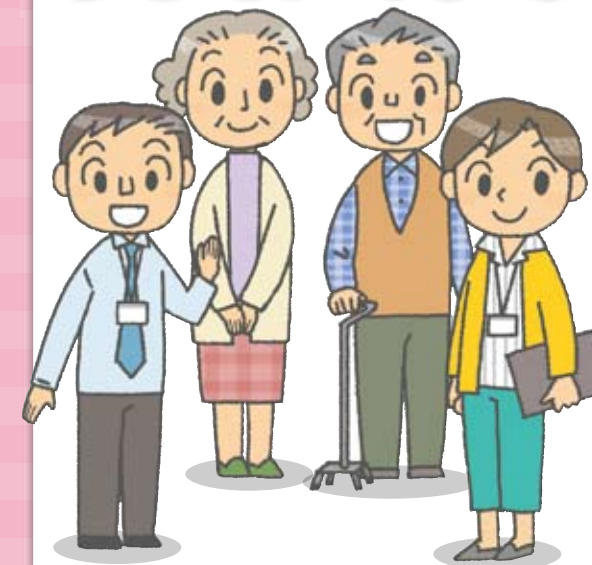
- 要介護・要支援認定申請書(窓口にあります)
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証
- 本人の署名

※このほかにも必要書類がある場合があります。詳しくは介護保険担当窓口までお問い合わせください。  
※地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などに申請の代行を依頼することもできます。

65歳以上のみなさんへ

わかりやすい!

# 介護保険料



永平寺町福祉保健課  
☎0776-61-3920

## 介護保険料の納め方は年金の受給額で違います

保険料の納め方は、年金の受給額によって2種類に分けられます。

年金が **年額18万円以上** の人

### 年金

から差し引かれます  
(特別徴収)

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金の定期支払いの際、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金などは、年金からの差し引きの対象となりません。



年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります。

- 65歳になったり転入したりして、特別徴収に切り替わるまでの期間
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合など

年金が **年額18万円未満** の人

### 納付書や口座振替

で納めます (普通徴収)

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。



保険料の納め方は法律で決まっているため、個人で選ぶことはできません。市区町村から指定された方法で納付をお願いします。



前年度から継続して年金から差し引かれている人は、仮に算定された保険料(前年度2月と同額)を納めます。

確定した年間保険料額から、仮徴収分としてすでに納めた分を引いた金額を、納期に分けて納めます。

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

※仮徴収額と本徴収額との差を抑えるために、8月(第3期)の仮徴収額を調整する場合があります。

### 保険料納付は口座振替が便利です!

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 通帳届け出印

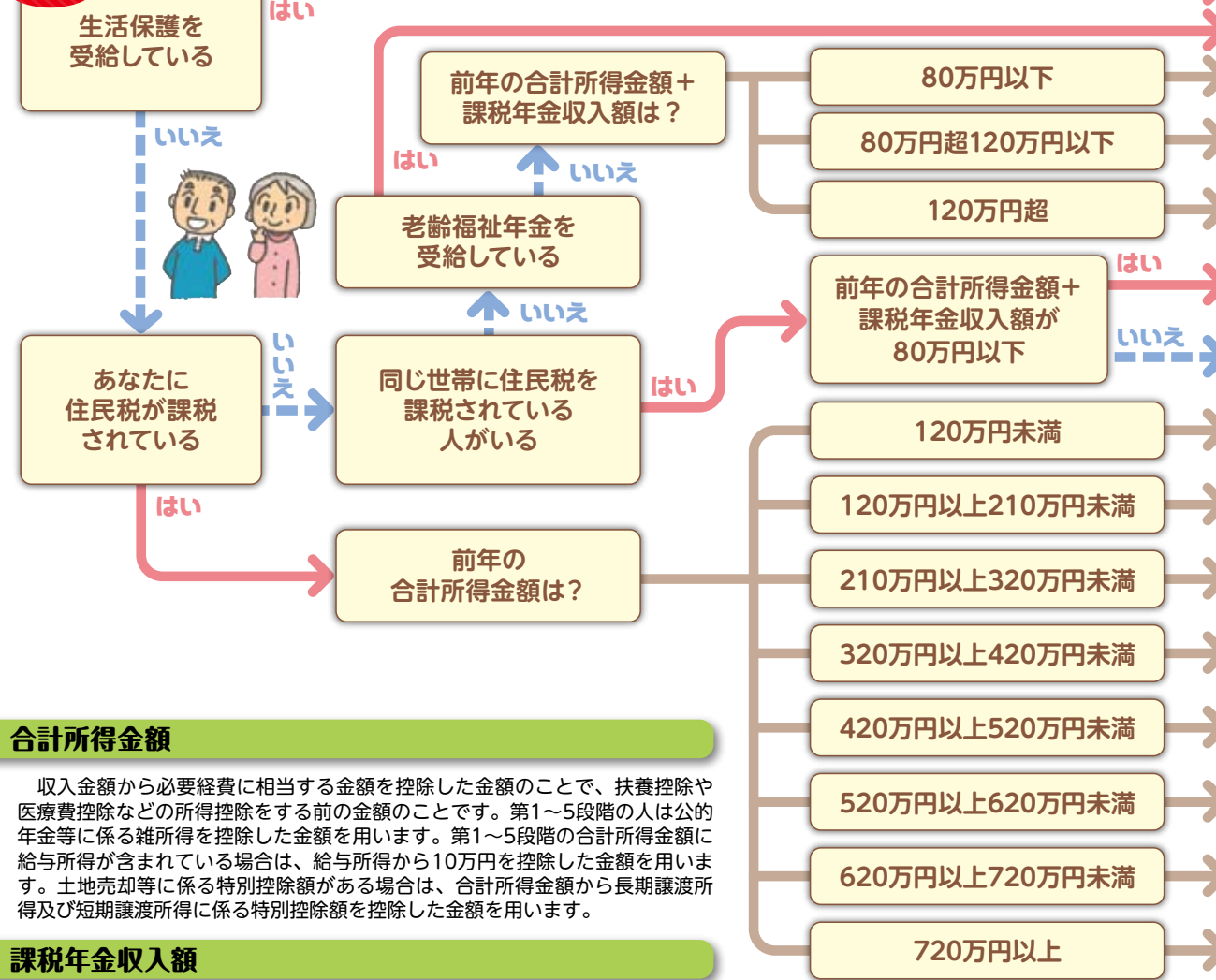
これを持って市区町村指定の金融機関で手続きしてください

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などには、納付書で納めることになります。



## 自分の保険料を確かめてみましょう

スタート!



介護保険料は、市区町村ごとに決められた「基準額」をもとに、みなさんの所得などに応じて段階的に決められます。

### 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1~5段階の人は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

### 課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

## 令和6~8年度の保険料(永平寺町の基準額6,400円)

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.285	21,890円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	37,250円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.685	52,610円
第4段階	●本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.900	69,120円
第5段階	●本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	76,800円
第6段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.200	92,160円
第7段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.300	99,840円
第8段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.500	115,200円
第9段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.700	130,560円
第10段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.900	145,920円
第11段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.100	161,280円
第12段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.300	176,640円
第13段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.400	184,320円

※第1~3段階は、公費を投入して負担軽減を行った後の保険料率および保険料額です。